

第 6 回講義予習課題

助教授 濱本 正太郎

注意すべき問題

8.1 Relationship between International and National Law

8.1.1 Three Different Conceptions of the Interplay between the International Order and Municipal Legal Systems

- ・ 第一の立場（国内法優位の一元論）の要点をまとめる。
 - ・ 国内法優位の一元論に立った場合、国際法が 'external State law' になるとされるのはなぜか。
- ・ 第二の立場（二元論）の要点をまとめる。
 - ・ 国際法と国内法とは formally separate であるというのどういう意味か。
 - ・ 二元論が 'emergency exit' を残しているという Cassese の主張の根拠は？
- ・ 第三の立場（国際法優位の一元論）の要点をまとめる。
- ・ 二元論と国際法優位の一元論との違いを具体的に説明せよ。

8.1.2 Modern Changes in the Relation between the International and Municipal Law

- ・ 国内法優位の一元論が indisputably devoid of scientific value であるのはなぜか。
- ・ Cassese は、海賊に関する規則のように私人に直接に義務を課す国際法規則の存在は二元論からは説明ができない、と主張する。これに反論することは可能ではないか？

8.2 International Rules on Implementing International Law in Domestic Legal Systems

- ・ この問題に関する伝統的国際法の特徴と、最近の傾向とをまとめる。
- ・ Cassese は、国際法優位の一元論が理論どおりに制度化されないのは諸国の国益重視の姿勢のためだと述べる。それだけが理由だろうか？ 後の節も読みながら考えてみよう。

8.3 Trends Emerging among the Legal Systems of States

8.3.1 Modalities of Implementation

- ・ automatic standing incorporation と legislative ad hoc incorporation との異同を整理

8.3.2 The Rank of International Rules within Domestic Legal Orders

8.3.3 Exigencies Motivating States in Their Choice of the Incorporation System

8.4 Techniques of Implementation

8.4.1 Customary International Law

- ・なぜ automatic standing implementation が通常なのか
- ・法律との優劣関係は？

8.4.2 Treaty Law

8.4.2 (a) Modalities of Implementation

8.4.2 (b) Non-self-executing Treaties

- ・教科書には non-self-executing treaties の定義が示されている。これに従って、self-executing treaties の定義を考えてみよう。
- ・directly applicable とはどういう意味で用いられているか。

8.4.2 (c) Status of International Treaties and Possible Conflict with Later Legislation

- ・条約と法律・憲法との位置づけについて、さまざまなパターンが示されている。整理してみよう。

8.4.3 Rights of Individuals v. Discretionary Power of States in Treaty Implementation

8.4.4 Implementation of Binding Decisions of International Organizations

8.5 Statist versus International Outlook: Emerging Trends

- ・スペインについて to safeguard the requirements of democratic governance ということに言及があり、イギリスについて out of respect for parliamentary prerogatives という指摘がある。これはそれぞれどういう意味だろうか。また、これは、上記 8.2 で指摘した「それだけが理由だろうか？」という問に対する回答になるのではないか？ よく考えてみよう。

用語

- ・ p. 162 international law proper
- ・ p. 163 internally binding
- ・ p. 169 ad hoc
- ・ p. 169 ossify
- ・ p. 173 なぜか日本に憲法裁判所があることになっている。
- ・ p. 173 Official Bulletin 官報

- ・p. 177 diplomatic or judicial protection 一般には単にdiplomatic protection「外交的保護」と言われる。自国民が他国により損害を与えられた場合、その国民の国籍国が、その損害を自国に与えられた損害と見なして、当該他国に損害賠償請求等を行うこと。あくまで被害者国籍国の国としての権利なので、請求を行うか否かは被害者個人ではなく国籍国の判断による。判例集 91, 92参照

事例・裁判例

日本の事例・裁判例について、別途配付の資料を熟読しておくこと。

参考文献（上記文献のほか）

田岡良一「国際法上位論と二元論との関係」法学 8 巻(1939 年)

田中忠「国際法と国内法の関係をめぐる諸学説とその理論的基盤」山本還暦『国際法と国内法』(勁草書房、1991 年)

山本草二「国際法の国内的妥当性をめぐる論理と法制度化」国際法外交雑誌 96 巻 4・5 号(1997 年)

三浦武範「法体系の調整に関する一考察」法学論叢 142 巻 2 号(1997 年)、143 巻 5 号(1998 年)

谷内正太郎「国際法規の国内的実施」山本還暦『国際法と国内法』(勁草書房、1991 年)

谷内正太郎「日本に於ける国際条約の実施」国際法外交雑誌 100 巻 1 号(2001 年)

浅田正彦「人権分野における国内法制の国際化」ジュリスト 1232 号(2002 年)

岩沢雄司「日本における国際人権訴訟」小田古稀『紛争解決の国際法』(三省堂、1997 年)

村上正直「人権条約の国内的実施」畑・水上編『国際人権法概論』(有信堂、第三版、2002 年)

阿部浩己「国際人権法と日本の国内法制」国際法学会編『日本と国際法の 100 年 第 4 巻 人権』(三省堂、2001 年)

中川淳司「国内裁判所による国際法適用の限界 GATT/WTO 協定の場合」国際法外交雑誌 100 巻 2 号(2001 年)